

社会福祉法人双葉幼稚園役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目 的)

第1条 この規定は、社会福祉法人双葉幼稚園（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と合わせて役員等という。

(2) 報酬等とは、職務執行の対価として受ける日当をいい、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務執行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、定款第8条及び第21条の規定に基づき理事会、評議員会への出席1回につき5,568円を支給する。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

(費 用)

第4条 役員等が理事会及び評議員会への出席あるいは、出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

(公 表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の第1項2号に定める報酬等の基準として公表する。

(補 則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。